

青少年保護育成条例 課題及び対応の方向性等 (R3. 8時点)

1 法律改正に伴うもの

項目	現状・課題	R3.1 時点对応 (案)	R3.8 時点对応 (案)
ア 民法改正関係	<ul style="list-style-type: none"> ・成年年齢の引下(18歳へ) ・女性婚姻開始年齢の引上(18歳へ) ・成年擬制制度の消滅 	7条(定義)「青少年」の内容に反映。	R3.1 時点对応 (案) のとおり(経過措置を併せて検討)
イ 覚醒剤取締法改正関係	<ul style="list-style-type: none"> ・表現変更(覚せい剤→覚醒剤) 	条文上も表現変更。	条例上ルールに基づき表現変更しない
ウ 刑法改正関係	<ul style="list-style-type: none"> ・強制性交等において規制する行為が拡大(膣性交に追加で肛門性交・口腔性交) ・同性パートナーシップ証明制度にみられるような家族の形が多様化 	条文上の「みだらな性行為」の内容を見直すとともに、家族の形の多様化を踏まえた表現に改める。→内容を見直さない。表現変更せず解釈で補足	関係機関と調整の結果、「表現変更せず解釈で補足」はできない。今に通じる表現か否かの検討は常に必要。

2 トренд、他自治体先行事例に伴うもの

項目	現状・課題	R3.1 時点对応 (案)	R3.8 時点对応 (案)
ア 性的暴行等の抑止に係る見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・依然として性的暴行や性的虐待がなくなっていない一方で、フラワーデモの広がりなど社会的関心が高まっている。 ・改正刑法で、監護者性交等罪が新設された。 	「何人も～してはならない」の規制には、保護者も含まれていることをより明らかにするため、規制対象である「何人なんびと」の定義化を図る。→定義化せず解釈で補足	「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」の新設をもって保護者への抑止効果が見込まれることから、解釈での補足も行わない。
イ 有害がん具類の指定に係る見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・宝塚ボーガン殺傷事件に見られるように、本来の目的で使用されず事件等で初めて有害性を纏うということがある。 ・そうした物の指定に当たっては、本来の目的で使用する県民にとって、過度な規制を為さないようにする必要が有る。 	除外規定を設ける。→除外規定設けず指定の際に補足	用途を含め指定できない技術的問題、用途の範囲の問題、条項の趣旨も踏まえた結果、指定の際の補足も行わない。
ウ 青少年のネット利用に係る見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット利用に係る問題は、機器の多様化や利用方法はもちろんのこと、犯罪に巻き込まれる危険性にも留意する必要がある。(保護者は特に) ・県条例の条項の順番が規制の流れと一致していない。 	保護者に、知識の習得など自身による努力を前提とし、ネットの適正利用に関し青少年を導くよう義務を課すとともに、条項の順番を規制の流れに一致させる。	趣旨が啓発に近いこと、立法事実が十分でないことから義務を課さず見直さない。また条例ルール上、順番変更も行わない。
エ 図書類の定義の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・書籍の他、ビデオディスクやフロッピーディスクを含め定義している。 	時代に沿った内容に定義を見直す。	記録媒体は変化し続けることや例示の有無の状況から、例示しない定義に見直す。
オ 性別表現の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・LGBTといった時代の潮流 ・性別が不問に(強制性交等罪など) 	条文上の性別表現を見直す。	R3.1 時点对応 (案) のとおり(内容を、関係機関と調整中)

